

2 ドラッグコスモス行田長野店

建物設置者：株式会社コスモス薬品	店舗の所在地：行田市長野四丁目 1 1 番 1 1 外 (準工業地域)	店舗面積：1, 1 9 1 m ²	主な小売業者：株式会社コスモス薬品
届 出 日：令和 7 年 1 1 月 2 7 日 開店予定日：令和 8 年 7 月 2 8 日	縦覧・意見書提出期間：令和 7 年 1 2 月 1 2 日～ 令和 8 年 4 月 1 2 日	説 明 会：令和 8 年 1 月 2 0 日	主な営業時間： 9：0 0～2 1：5 0

《届 出 の 概 要》

配慮事項の概要	関連する届出事項等	配慮事項の概要	関連する届出事項等
1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の 周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の 利便の確保のために配慮すべき事項 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に予想され る必要駐車台数の確保 ① 駐車場の必要台数の確保 <u>必要駐車台数 4 5 台</u>	駐車場の収容台数 <u>4 5 台</u> 【内訳】敷地内駐車場 <u>2 台</u> 隔地駐車場 <u>4 3 台</u> 別途従業員用駐車場 <u>1 1 台</u>	④ 荷さばき施設の整備等 イ 商品等を搬出入する車両の作業、駐車等に配慮し た荷さばき施設の整備 ロ 搬出入車両の一定時間集中の回避等計画的な搬出 入 ⑤ 経路の設定等 来客や搬出入の車両が当該店舗に到着するまでの 適切な案内経路の設定、案内表示の設置や情報提 供	イ 荷さばき施設の面積 <u>7 2 m²</u> (1か所) ロ 搬出入時間及び車両数等 搬出入時間 <u>6:00～22:00</u> 車両数 計8台 <u>2台(10t) 4台(2t) 2台(廃棄物)</u> ピーク時の車両数 <u>1台</u> 平均荷さばき時間 <u>20分(10t) 10分(2t、廃棄物)</u> 同時荷さばき可能台数 <u>1台</u> ※主たる通学時間帯は搬入を自粛
② 駐車場の位置及び構造等 公道における駐車場への入庫待ち行列を最小限の ものとするため、店舗付近の交通の現況及び予測 される来客の自動車台数に基づいた対策の実施 イ 駐車場の出入口の数、位置 ・ピーク 1 時間の来客の自動車台数を上回る 入庫処理能力の確保 ・駐車場の出入りは左折を原則 ロ 駐車待ちスペースの確保 ・必要に応じて敷地内に駐車待ちスペースを確保 必要な駐車待ちスペース 敷地内出入口 1 <u>—m</u> 敷地内出入口 2 <u>—4 4 . 8 1 m</u> 敷地内出入口 3 <u>—3 3 . 4 8 m</u> ハ 駐車場の分散確保 ・複数の駐車場設置による入庫処理能力の確保 ニ 駐車場出入口における交通整理	イ 平面駐車場 (自走式 発券なし) 駐車場の出入口の数 <u>出入口 3 か所</u> 入庫処理能力 <u>4 5 0 台／時・3 か所</u> ピーク時の来台数 <u>7 3 台</u> 駐車場の出入り 出入口 1・2 <u>左折入庫・右左折出庫、</u> <u>出入口 3 右左折入庫・左折出庫</u> 理由) 関係課との協議により、前面道路の交通量 が非常に少ないことから、右左折入出庫とする。 ロ 駐車待ちスペース 無 ハ 隔地駐車場 あり ニ ・オープン時・繁忙期には適宜交通整理員を配置 するとともに、オープン時のチラシに来店退店経 路を記載 ・駐車場出入口付近に案内表示の看板を設置	(2) 歩行者の通行の利便の確保等 (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 (4) 防犯・防災対策への協力	・来店経路 別添図面のとおり ・駐車場出入口付近に看板設置 ・オープン時の販促チラシに来店店経路を記載 ・オープン時・繁忙期は適宜交通整理員を配置 ・駐車場に照明灯を設置 ・身障者用駐車場を店舗入口に近い場所に設置 ・段ボールのリサイクルと共に取引先企業とも連 携し梱包材使用量の削減に努める ・各店舗に責任者を置き廃棄物の分別化を徹底し て再利用を進め、最終廃棄ごみゼロを目指す ・容器包装リサイクル法に基づき、廃棄物の発生 抑制・再利用・減量化に努める ・店内に防犯カメラを設置する ・防災協定等の締結要請があった場合には可能な 範囲で協力する ・災害時には早急に営業を再開し、生活必需品の 供給ができるよう努める 等
③ 駐輪場の確保等 年間の平均的な休日のピーク 1 時間に必要な駐輪 場の確保と適切な管理 指針上の必要駐車台数 <u>3 4 台</u>	駐輪場の収容台数 <u>3 4 台</u>	2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺 の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべ き事項 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音問題に対応するための対応策について イ 騒音問題への一般的対策 ・騒音に配慮した施設及び機器、遮音壁等の配置 ロ 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音 への対策 ・荷さばき作業及び営業宣伝活動に伴う騒音への 配慮 ハ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 ・冷却塔、室外機、給排気口、駐車場等からの騒 音、廃棄物収集作業等に伴う騒音に対する設備及 び施設運営上の対策	・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店 時刻及び閉店時刻 <u>9:00～21:50</u> ・駐車場を利用することができる時間帯 <u>8:30～22:00</u> ・荷さばき施設において荷さばきを行うことが できる時間帯 <u>6:00～22:00</u> イ ・駐車場内の車路は段差が少なく静穏な走行がで きる構造にする。 ・遮音壁なし ロ ・荷さばき作業場所は段差のないコンクリート平 滑仕上げ構造とし台車走行音を低減する ・搬入業者に対しアイドリング禁止及び搬入搬出 の作業を静かに行うよう徹底するとともに、低速 走行も徹底する。 等 ハ ・室外機・吸排換気口について、低騒音型を採 用。設備機器は稼働時間帯も含め点検整備を行い 管理する。

配慮事項の概要	関連する届出事項等														
② 騒音の予測・評価について イ 騒音全体について、平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測及び評価 ＜騒音の環境基準＞ 【昼間】 <u>6 0 dB以下（準工業地域）</u> 【夜間】 <u>5 0 dB以下（準工業地域）</u> ロ 夜間において騒音の発生が予想される場合における騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測及び評価 ＜騒音の規制基準＞ <u>5 0 dB以下（準工業地域）</u>	イ 等価騒音レベルの予測 【昼間】 <u>4 4 . 2 ～ 4 8 . 6 dB</u> 【夜間】 <u>2 6 . 1 ～ 3 7 . 4 dB</u> ・ 全地点環境基準値以下 ロ 夜間の最大騒音の予測 （敷地境界） <u>2 5 . 6 ～ 3 8 . 2 dB</u> 店舗敷地境界において全て基準値以下 定常騒音合成値 （敷地境界） <u>3 8 . 5 ～ 4 1 . 0 dB</u> 店舗敷地境界において全て基準値以下														
（２）廃棄物に係る事項等 ① 廃棄物等の保管について ・ 廃棄物等の種類ごとに必要な保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管容量の算出 <table><tr><td>紙製廃棄物</td><td>2 . 4 8 m³</td></tr><tr><td>金属製廃棄物</td><td>0 . 0 8 m³</td></tr><tr><td>ガラス製廃棄物</td><td>0 . 0 7 m³</td></tr><tr><td>プラ製廃棄物</td><td>2 . 3 8 m³</td></tr><tr><td>生ごみ等</td><td>0 . 3 7 m³</td></tr><tr><td>その他可燃物</td><td><u>0 . 1 7 m³</u></td></tr><tr><td>排出予測量計</td><td>5 . 5 5 m³</td></tr></table> ・ 周辺への悪臭の発散等を防止するため、保管施設の密閉性を確保するなどの防臭・除臭のための対策	紙製廃棄物	2 . 4 8 m ³	金属製廃棄物	0 . 0 8 m ³	ガラス製廃棄物	0 . 0 7 m ³	プラ製廃棄物	2 . 3 8 m ³	生ごみ等	0 . 3 7 m ³	その他可燃物	<u>0 . 1 7 m³</u>	排出予測量計	5 . 5 5 m ³	廃棄物の保管容量 <u>計 1 3 . 5 m³</u> ・ 十分なスペースを確保 ・ 施設は定期的に清掃を実施
紙製廃棄物	2 . 4 8 m ³														
金属製廃棄物	0 . 0 8 m ³														
ガラス製廃棄物	0 . 0 7 m ³														
プラ製廃棄物	2 . 3 8 m ³														
生ごみ等	0 . 3 7 m ³														
その他可燃物	<u>0 . 1 7 m³</u>														
排出予測量計	5 . 5 5 m ³														
② 廃棄物等の運搬や処理について ・ 廃棄物等の運搬や処理に関する適正な施設の配置及び運営	・ 紙類・金属類・ガラス類・プラスチック類・その他可燃性廃棄物の運搬にあたっては適正な処理が行われる市指定廃棄物処理業者に委託 ・ 再資源の可能なものは、容器包装リサイクル法に基づき処分 等														
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について	・ 責任者を置き廃棄物の分別化を徹底して再利用を進め、最終廃棄物は適正に処理されるよう管理														
（３）街並みづくり等への配慮等	・ 敷地外周部に緑地帯を設置し、出入口の見通しを確保しながら低木等で緑化 ・ 建物の外壁は極彩色は使用せず周辺の景観に配慮した色を使用 ・ 夜間照明は周辺の住居等に悪影響を与えないよう敷地外周側より内部側に照射角度を向け、外部への直接照射の出ないように設置														
（４）ガイドラインに基づく配慮事項 ① 地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力	① ・ 地域の祭りや各種行事に積極的に参加・協力する ・ 従業員の地域行事、学校行事への参加に協力する ・ チャリティーイベントへの積極的な参加を検討する														
② 商店街、商工団体への加入や共同売り出しやイベント等への協力など	② ・ 商店会、商工団体の加入は要請があれば検討する ・ 商店会、商工団体が実施する共同事業への協力を検討する														
③ 地元商業者のテナント出店や販売商品への配慮など	③ ・ 地域内業者、企業との取引(商品販売、委託工事等)を検討する														

《意 見 の 概 要》	
行田市の意見	設置者の回答
無し	—
住民等の意見	設置者の回答
無し	—

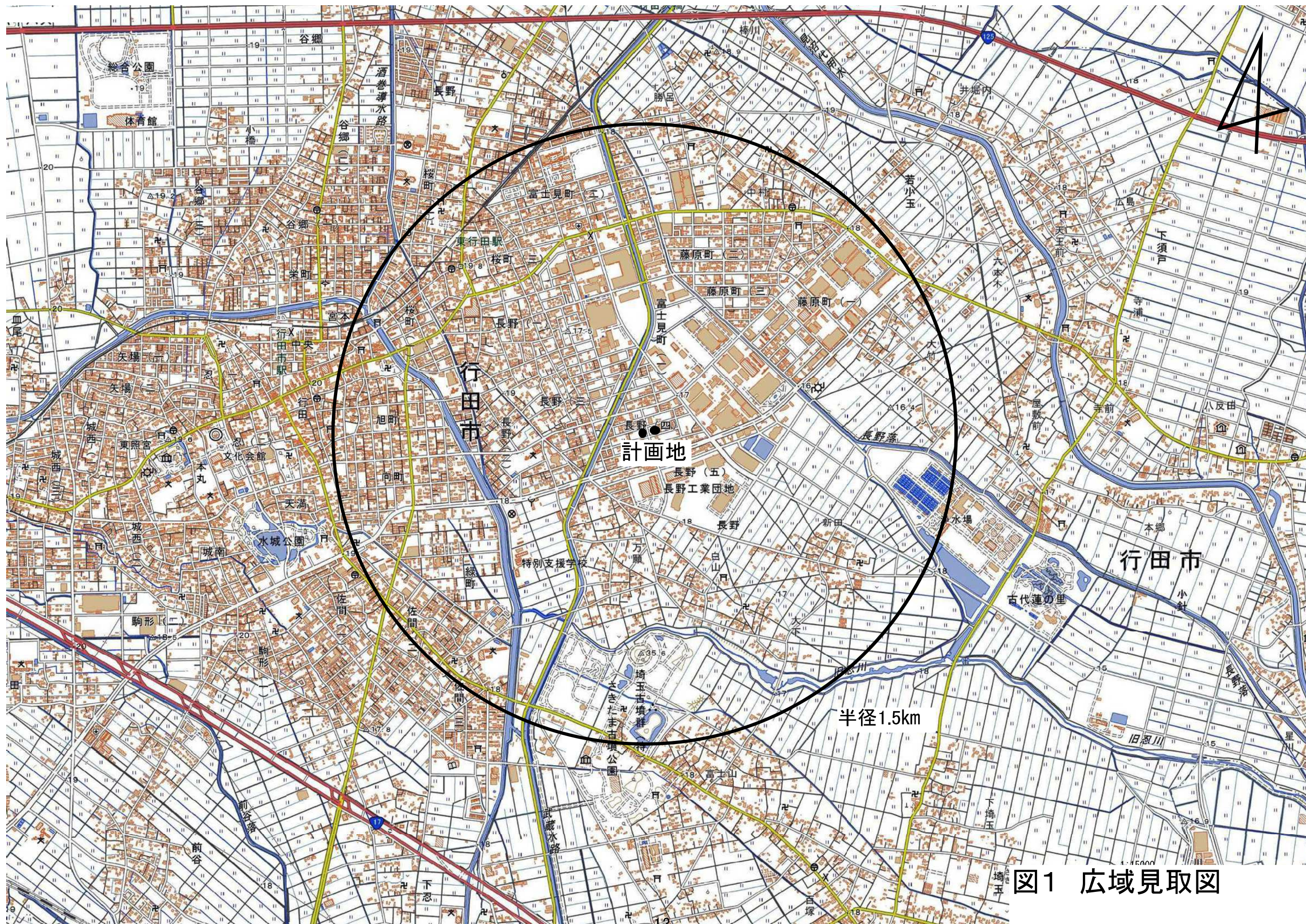
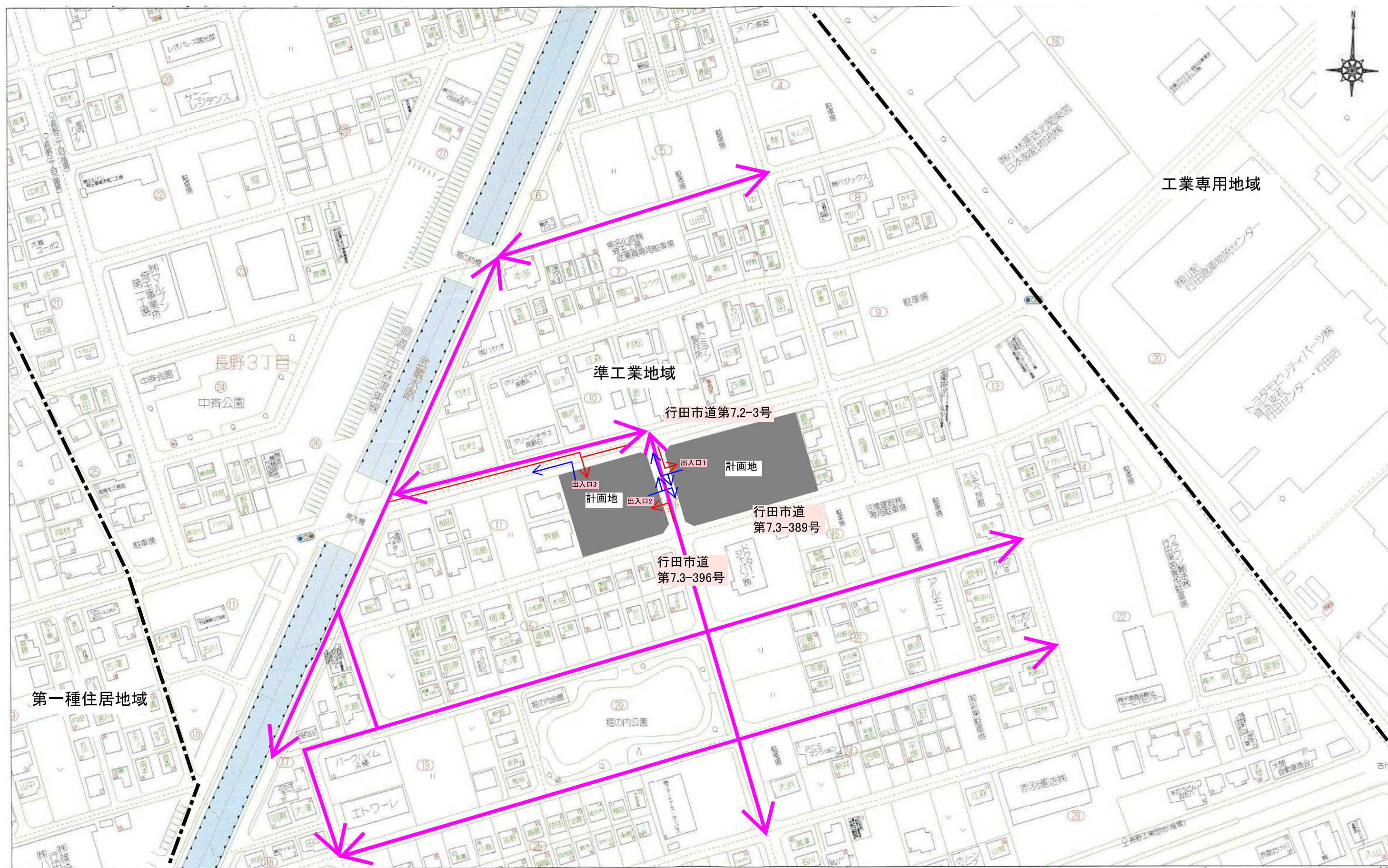


図1 広域見取図



- 凡例
- 来店ルート
 - 退店ルート
 - 通学路(東小学校)

図2 周辺見取図

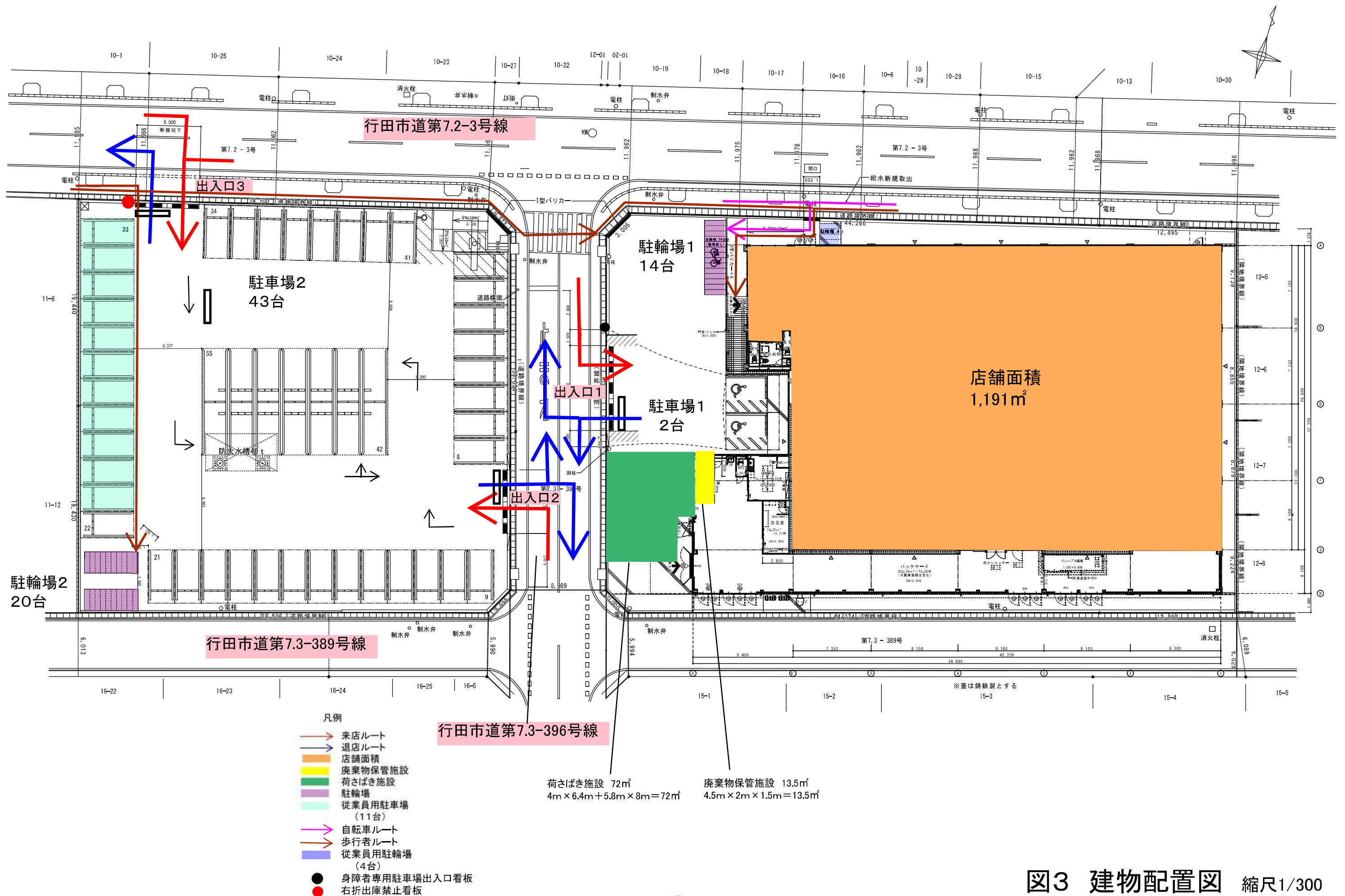


図3 建物配置図 縮尺1/300

※設置の際は別添を行う（図外は省かれた図を遵守すること）

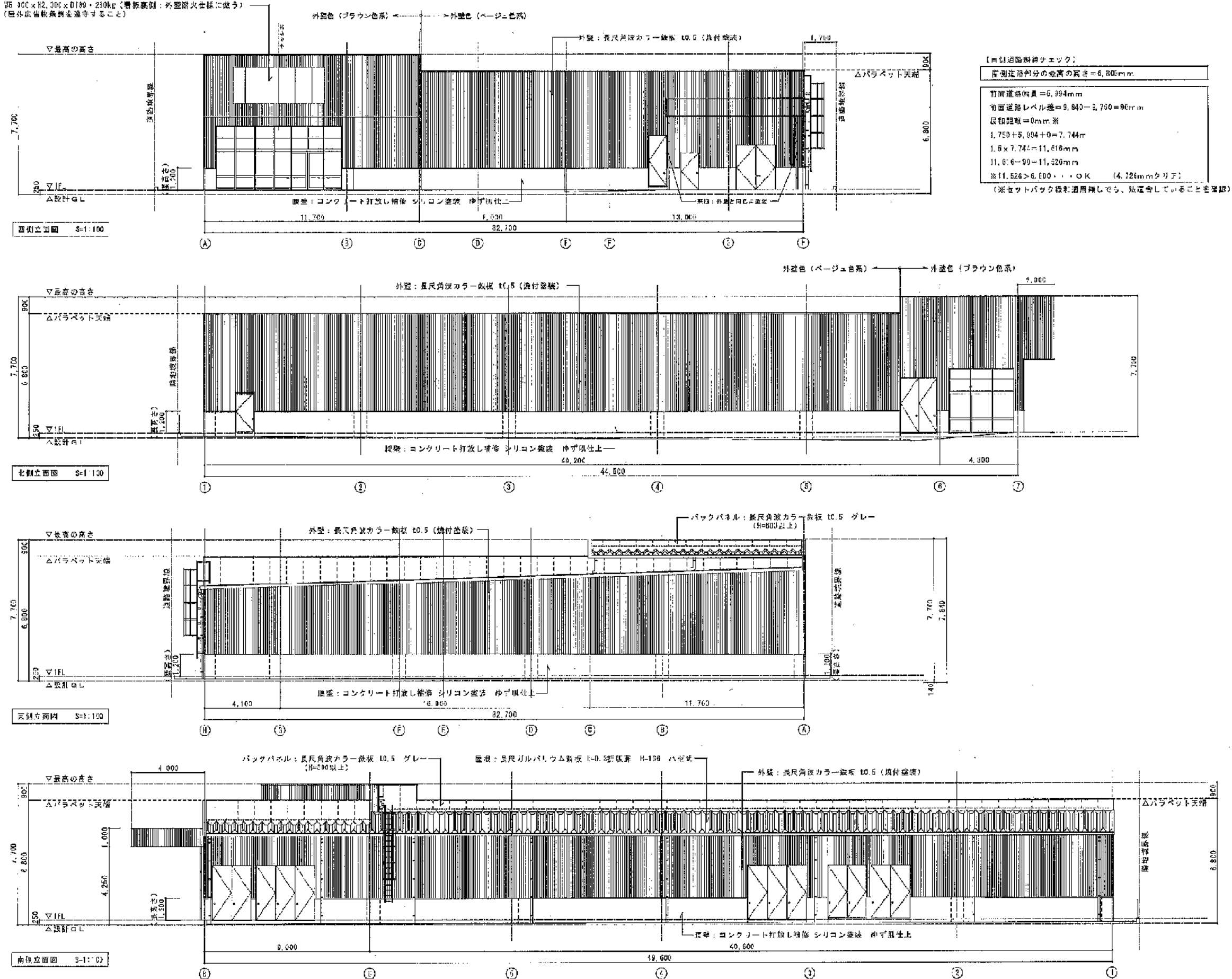
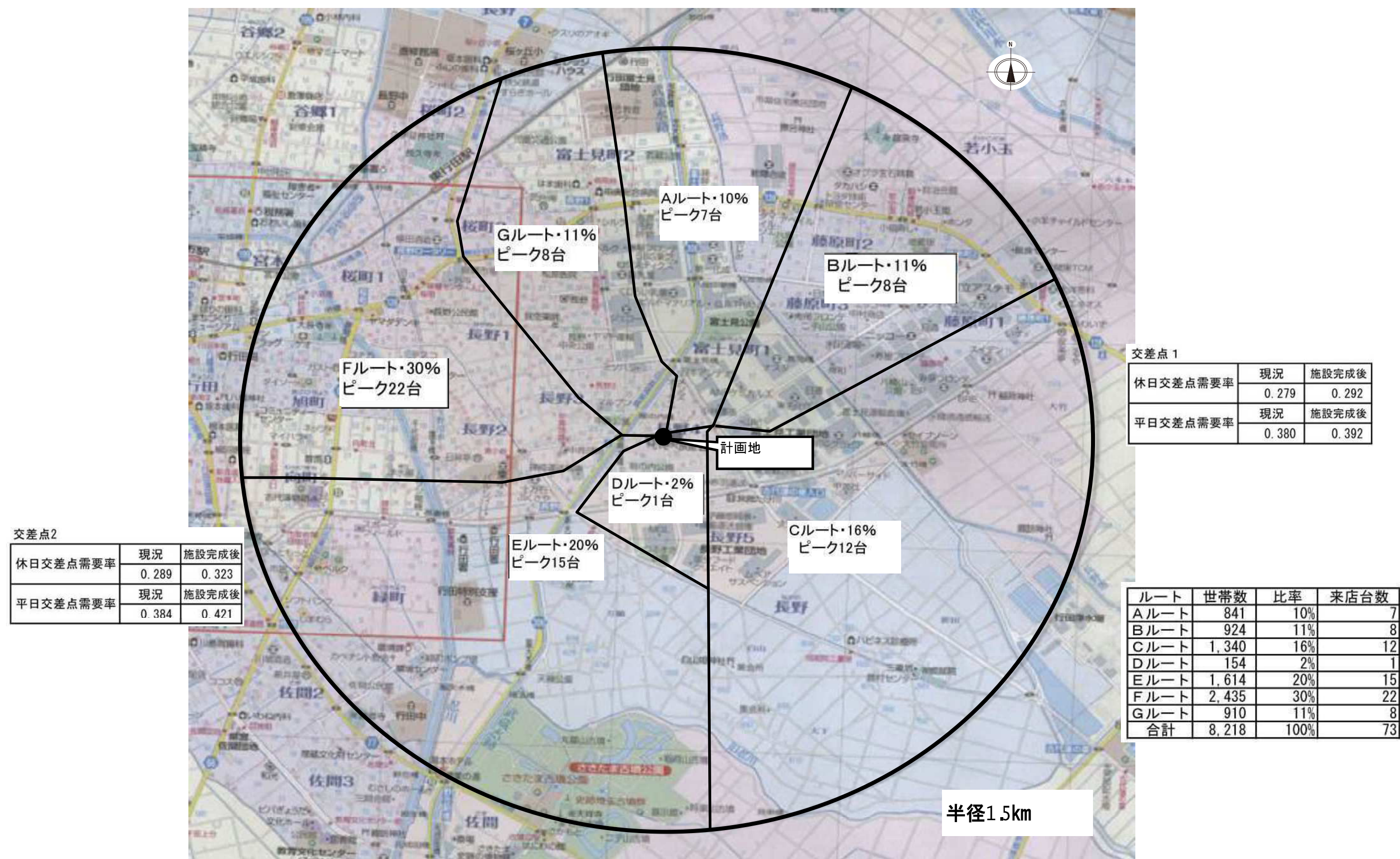
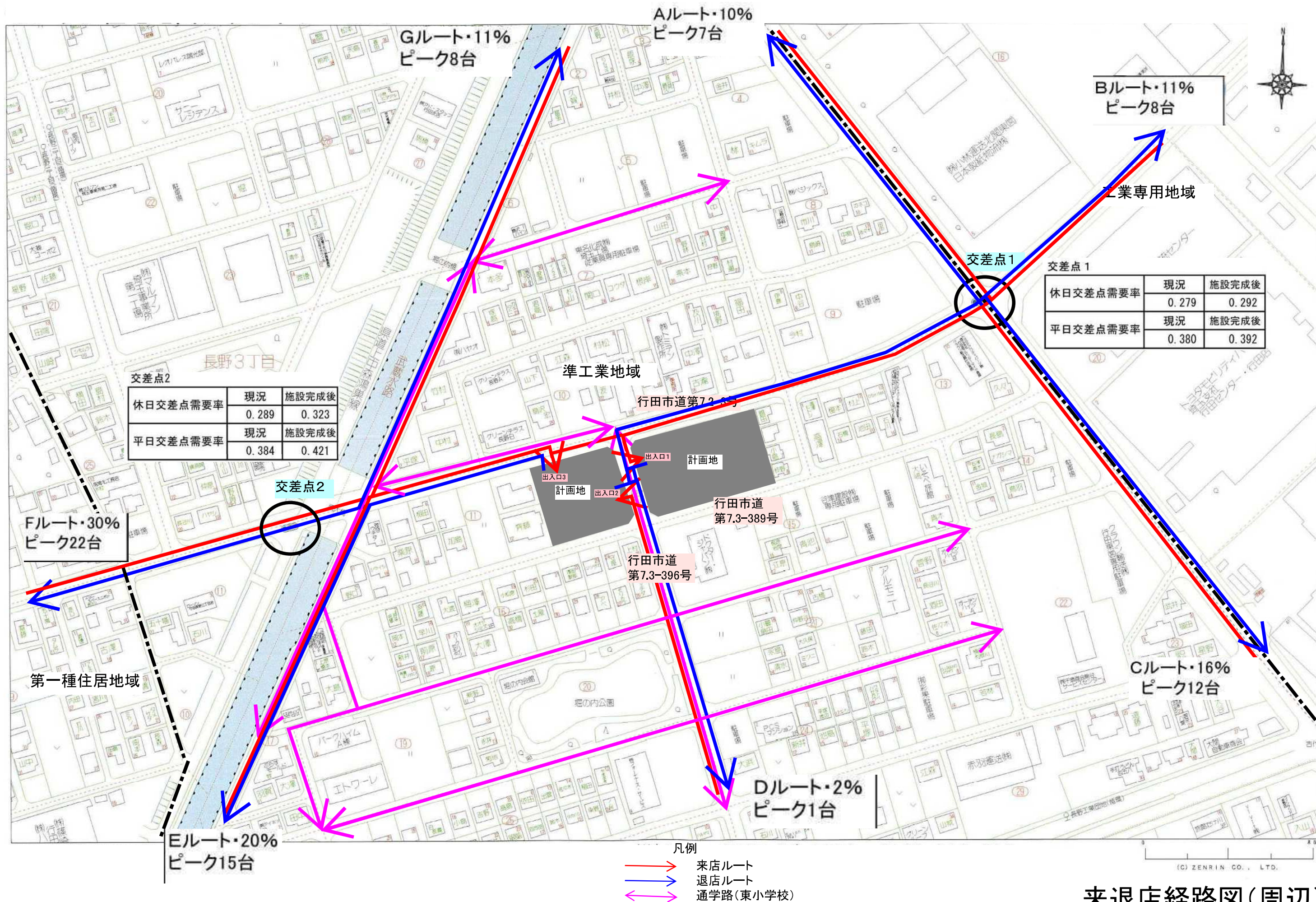


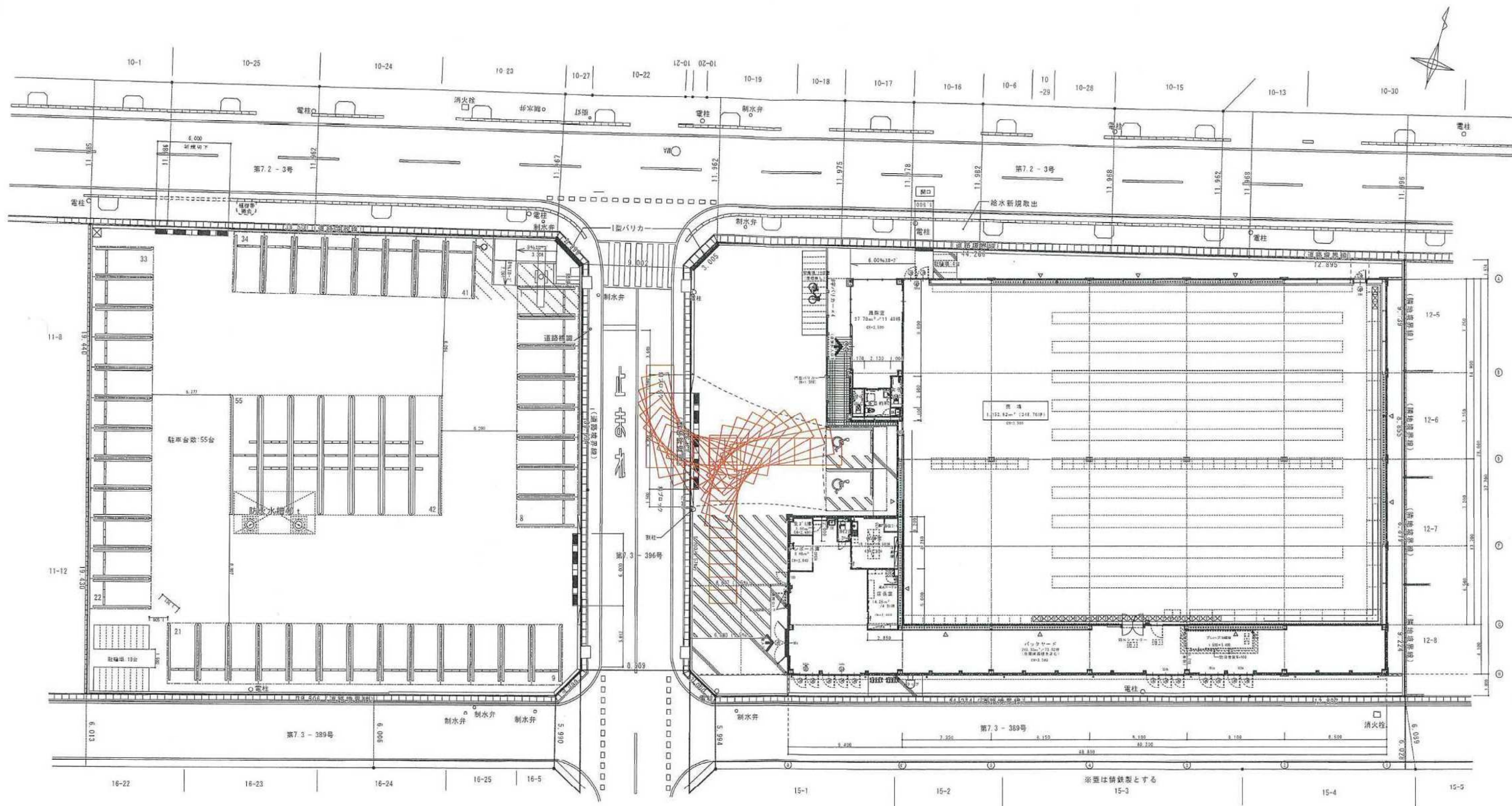
図6 立面図 縮尺1/200



来退店経路図(広域)



来退店経路図(周辺)



10t入庫軌跡図 縮尺1/300

